

平成23年度関税改正における主な検討項目

参 考 資 料

平成22年11月30日

財 務 省

【関税率関係】

- 特恵関税制度の延長及び見直し … 1
- 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の延長 … 5
- 暫定税率等の延長 … 7
- HS条約2012年改正に対応するための関税率表の改訂 … 9

【税関手続関係】

- 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びこれに伴う
AEO(認定事業者)制度の改善 … 10
- アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入 … 12
- 回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入 … 13
- 航空機旅客の予約情報等報告制度の導入 … 14
- 納税環境整備 … 15

特惠関税制度の延長及び見直し

特惠関税制度とは、途上国の開発を支援する観点から、途上国の産品に対して一般の税率より低い特惠税率を適用する制度。

○ 適用期限の延長

- ・ 従来どおり、適用期限を10年間延長
← 途上国の開発支援の重要性

○ シーリングの廃止

- ・ 鉱工業品（1,182品目）に設定しているシーリング（年間の特惠税率適用の限度枠）を廃止
← 特惠メリットの改善、簡素で透明性の高い制度
- ・ あわせて、代替措置が必要な品目について、特惠税率を引上げ又は特惠対象品目から除外

○ 国別・品目別特惠適用除外措置の見直し

- ・ 産品の国際競争力を勘案し、国・品目を指定して特惠税率の適用を除外する措置について、より客観的で透明性が高く、WTOルールにより整合的となるように、適用基準を見直し
← 他の途上国への特惠メリットの均てん化（幅広く途上国に便益を及ぼす）

○ 繊維製品に関する特惠原産地規則の緩和

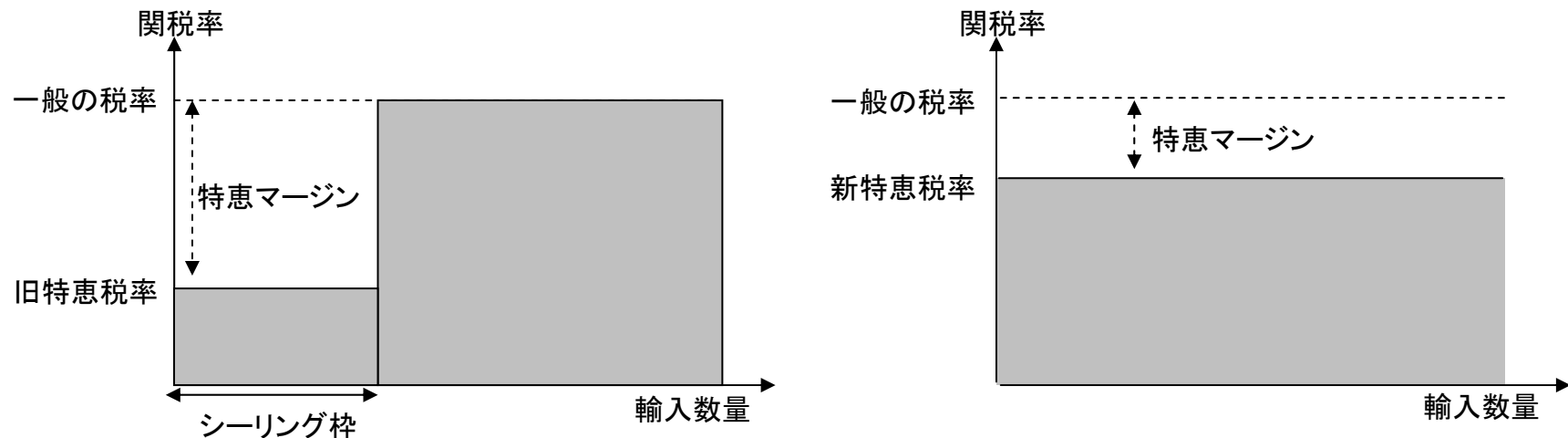
- ・ 途上国の特惠利用拡大に資するよう、その途上国の原産品と認められるための基準を緩和
← 特惠メリットの改善

特惠関税制度の見直し：シーリングの廃止

シーリング制度とは、年度当初に一定の限度枠を設け、月ごとに輸入実績を管理し、限度枠を超えた場合に特惠関税の適用を年度末まで停止するもの。

- シーリングを廃止することにより、特惠メリットを改善、簡素で透明性の高い制度を構築。
- あわせて、代替措置が必要な品目について、特惠税率を引上げ又は特惠対象品目から除外。

シーリングの廃止のイメージ



特恵関税制度の見直し：国別・品目別特恵適用除外措置の見直し

競争力の高い産品について、国・品目を指定して特恵適用から除外する措置の適用基準を見直す。

[現行の基準]

一の特恵受益国・地域を原産地とする物品のうち、

(1) ①2年連続して、②輸入額が10億円を超え、③同一の物品の総輸入額の50%を超えるもので、かつ

(2) 次に掲げる条件のいずれにも該当するものは除外する。

イ 本邦において同種の物品その他用途が直接競合する物品の国内生産の事実が認められること

ロ 特恵関税を適用することが当該物品の生産、使用等に関する本邦の産業に与える影響を把握できること



より客観的で透明性が高く、WTOルールにより整合的な基準とする。

[新しい基準]

一の特恵受益国・地域を原産地とする物品のうち、

①過去3年間の平均で、②当該輸入額が同一の物品の総輸入額の50%を超える物品は、特恵適用の対象から3年間除外する。

ただし、その輸入額が15億円を超えない場合は除外しない。

※その途上国の基幹的な輸出品（総特恵輸入額の25%超を占める産品）は除外しない。

※大筋合意済みだが締結前の経済連携協定（EPA）交渉（インド及びペルー）において特恵税率以下の譲許をしている品目は除外しない。

※農水産品はHS9桁単位で適用し、鉱工業品はHS4桁単位で適用する。

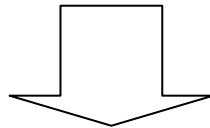
※国内消費者・需要者への配慮から税率を引き上げないことが求められる場合には、一般の税率（MFN税率）を引き下げることで低税率を維持することを検討

特恵関税制度の見直し：繊維製品に関する特恵原産地規則の緩和

特定の特恵受益国から我が国に輸入される製品に対して特恵関税が適用されるためには、当該国の原産品と認められることが必要。原産地規則はそのための基準。

現行制度

- ・ 我が国から材料を途上国に輸出し、それをその途上国での生産に使用した場合、我が国から輸出した材料は、その途上国原産の材料とみなすことができるルールが、繊維製品には適用されない。
- ・ ニット製品に関して、非原産品である糸の原繊維から製造する（製糸、生地製造、縫製の3工程を経る）場合、その途上国の原産品の資格が与えられるが、非原産品の糸、生地から製造した場合、原産品の資格が与えられない。
- ・ 繊維製品に関して、僅少の非原産品を用いた場合でもその途上国の原産品の資格が与えられない。



- 特恵関税制度が途上国の開発支援であることを踏まえ、途上国の特恵利用拡大に資するように、特恵原産地規則を緩和。

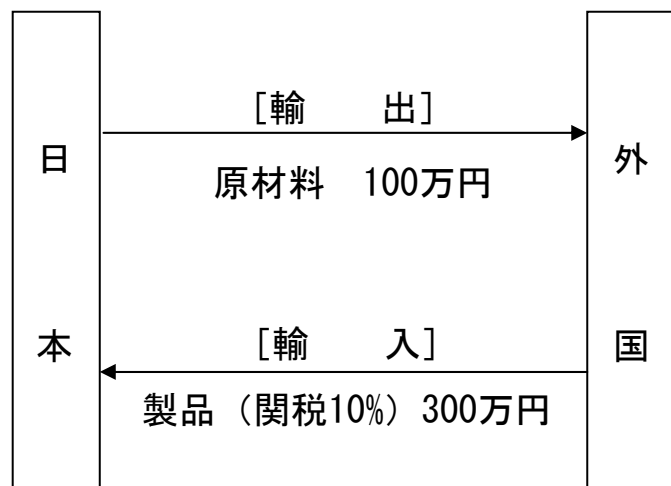
航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度 の適用期限（３年）の延長

（１）航空機部分品等の免税制度

	目 的	対 象	品 目 例（税率）
航空機の部分品等の免税	・公共性の高い航空運送事業の発展及び航空機の開発の促進	・航空機に使用する部分品、承認工場においてこれらの製作に使用する素材（国産困難なもの）	・鉄鋼製のボルト・ナット（2.8%） ・アルミニウム合金の棒・形材（7.5%） ・チタン製の板（3.0%）
宇宙開発用物品等の免税	・広範な技術波及効果を有する宇宙開発の発展	・人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット等の部分品、承認工場においてこれらの製作に使用する素材（国産困難なもの）	・プラスチック製の板・シート等（4.5%） ・アルミニウム合金の棒・形材（7.5%） ・強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのもの）の織物（4.8%）

(2)加工再輸入減税制度

イ. 現行制度の仕組みと計算例



減税額は、製品の関税額に製品価格に占める本邦から輸出した原材料価格の割合を乗じて算出

減税がない場合の関税額 $300万円 \times 10\% = 30万円$
 軽減額 $30万円 \times (100/300) = 10万円$
 関税額 20万円

ロ. 対象品目

主な輸出原材料	主な輸入製品
・織物生地 ・織物製衣類の半製品及び衣類附属品 ・ニット生地 ・牛馬革等	・ベツドリネン ・ワイシャツ ・ジャージ、カーディガン等 ・革製品（革製衣類、ハンドバッグ）、革製履物の甲等

暫定税率等の適用期限(1年)の延長

(1) 暫定税率

① 輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会（輸入数量）の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護の調整を図るために特別な制度が設けられている品目		
ウルグアイ・ラウンド合意以前に、関税割当制度を導入した品目		
ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用、単体飼料用、特定物品製造用（コーンフレーク、蒸留酒等）、その他）、麦芽、糖みつ（アルコール製造用）、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰、革（牛馬革（染着色等したもの）、牛馬革（染着色等してないもの）、羊革・やぎ革）、革靴		66品目
ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来、輸入割当制度等の下で提供されていた無税又は低税率の市場アクセス機会（輸入数量）を提供するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目		
関税割当品目 （割当を受けて輸入されるもの）	脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳製造用）、バター、調製食用脂、その他の乳製品、雑豆、でん粉、落花生、こんにゃく芋、蕪・生糸	88品目
国家貿易品目 （政府又はその代行機関により輸入されるもの）	指定乳製品等、小麦、大麦、米	82品目
② 国際的に約束した上限の範囲内となるように関税と調整金の水準を設定する必要がある品目		
砂糖類（角砂糖、砂糖水等）、国家貿易品目（枠外輸入）		77品目
③ 関係国との協議結果等に基づき、多国間で認められた水準よりも税率を引き下げる必要がある品目		
冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、発泡酒、蒸留酒（ウイスキー、ブランデー等）、紙巻たばこ		65品目
④ 内外価格の状況等を踏まえて、課税される価格帯を見直す可能性がある品目		
たまねぎ、銅・鉛・亜鉛の地金		28品目
⑤ 政策上の必要性を常に見直した上で適用を判断する必要がある品目		
揮発油（石油化学製品製造用）、灯油（ノルマルパラフィン）、灯油（石油化学製品製造用）、軽油（石油化学製品製造用）、A重油（農林漁業用）、バイオETBE		9品目
⑥ 基本税率の適用までの期間を定めて、その期間中の段階的な税率引下げを規定している品目		
揮発油、灯油、軽油、重油		9品目

品目数の合計：424品目については、平成23年3月31日に期限が到来する。

⑥の9品目については、段階的な暫定税率引下げの末、平成23年4月1日以降は基本税率が適用される。

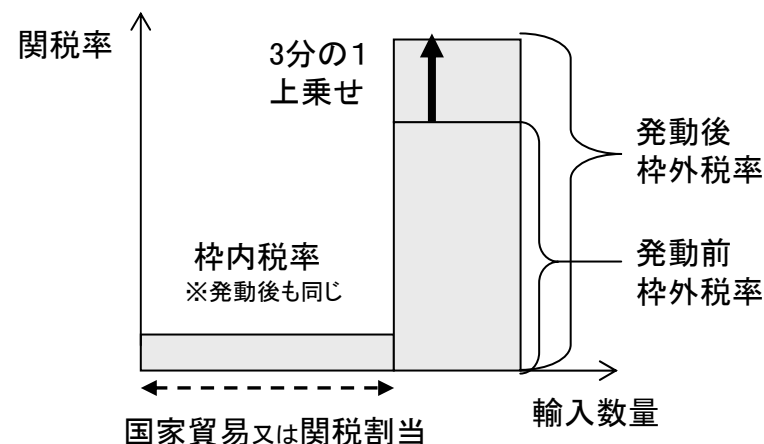
(2) 特別緊急関税制度等

○ 特別緊急関税制度

●ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化品目(米、乳製品等の国家貿易品目及び関税割当品目など)についての安全弁(輸入急増時や低価格品の輸入時に割増関税を賦課)として、関税化措置と一体として設けられた制度

●平成22年度末に適用期限が到来

輸入急増時の特別緊急関税制度の仕組み



○ 牛肉等に係る関税の緊急措置

●ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき、牛肉等の実行税率を自主的に引き下げることとした際、これと一体として、牛肉等の輸入急増時の安全弁として設けられた措置

例:牛肉の場合

当該年度において、各月末までの累計輸入数量が、四半期毎の発動基準数量を超えた場合、関税率を38.5%から50%に戻す措置
発動基準数量の算定基礎については、前年度の輸入実績又は米国におけるBSE発生前の水準である平成14年度及び15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方とする特例を適用

●平成22年度末に適用期限が到来

HS条約の改正に伴う関税率表の改訂

1. 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約

(International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System、HS条約)

- HS条約は、各国の関税率表の品目分類等を統一するもの。1988年(昭和63年)1月1日に発効。
- これまでに4度、HS条約の改正に従って、関税率表を改訂している。
- 今次改正HS品目表は、2012年(平成24年)1月1日より適用。
今回の改正に伴い、関税定率法・関税暫定措置法の関税率表の技術的改訂等を行う。

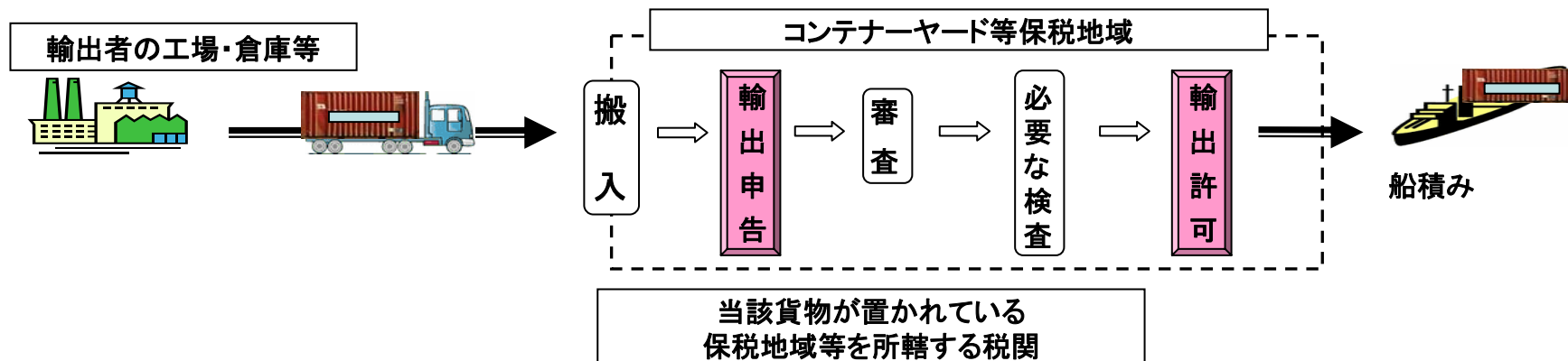
2. HS条約の2012年改正

- 今回の条約改正においては、主に以下の3つの観点から改正が行われた。
 - ①環境保護等の要請を受けた項・号の新設、変更(貿易の動向をより詳細に統計上把握するため)
 - イ) グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため(国連食糧農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization)提案)
(例) その他の野菜(0709.90)から、アーティチョーク(0709.91)、オリーブ(0709.92)、かぼちゃ類(0709.93)を細分化
 - ロ) ロッテルダム条約(先進国から途上国への有害な化学物質の輸出を防止するための事前通報・同意手続きを定めた条約)に基づく有害化学物質等の貿易動向の把握のため
(例) その他のオルガノインオルガニック化合物(2931.00)から、テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛(2931.10)、トリブチルすず化合物(2931.20)を細分化
 - ②貿易額の多い項・号の新設
(例) その他の蓄電池(8507.80)から、ニッケル・水素蓄電池(8507.50)、リチウム・イオン蓄電池(8507.60)を細分化
 - ③貿易額の少ない項・号の統廃合(HS品目表の簡素化のため)
(例) 安全ピン(7319.20)、その他のピン(7319.30)を、安全ピンその他のピン(7319.40)に統合
- 現行の関税定率法別表に規定されている基本税率7,022のうち、約500が分割、統合、廃止。
また、現行の関税暫定措置法別表に規定されている暫定税率424のうち、約50が分割、統合、廃止。

輸出通関における保税搬入原則の見直し

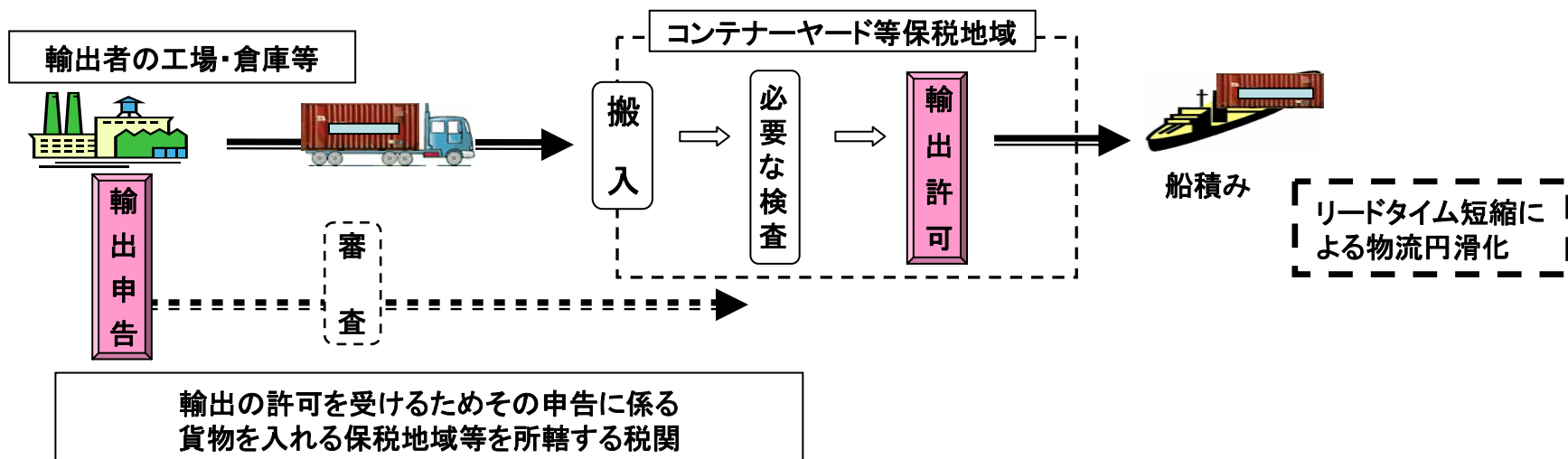
一般的な輸出申告による輸出通関

輸出申告は保税地域への貨物搬入後に行う
…「輸出通関における保全搬入原則」



輸出申告を保税地域への貨物搬入前に行えるようにする

輸出通関における保税搬入原則の見直し(案)



輸出通関における保税搬入原則の見直しに伴うAEO制度の改善

	輸出申告	許可
原則 (一般の輸出者)	保税地域等搬入後 →搬入前 (保税搬入原則の見直しによるもの)	保税地域等搬入後
特定輸出申告 (AEO輸出者)	保税地域等搬入前	保税地域等搬入前
特定委託輸出申告 (AEO通関業者)	保税地域等搬入前	保税地域等搬入後 → <u>搬入前</u>
特定製造貨物輸出申告 (AEO製造者)	保税地域等搬入前	保税地域等搬入後 → <u>搬入前</u>

(注) 下線はAEO制度の改善を行うもの。これに伴い輸出品に対する内国消費税について所要の改正を行う。

アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入

◎「知的財産推進計画2010」

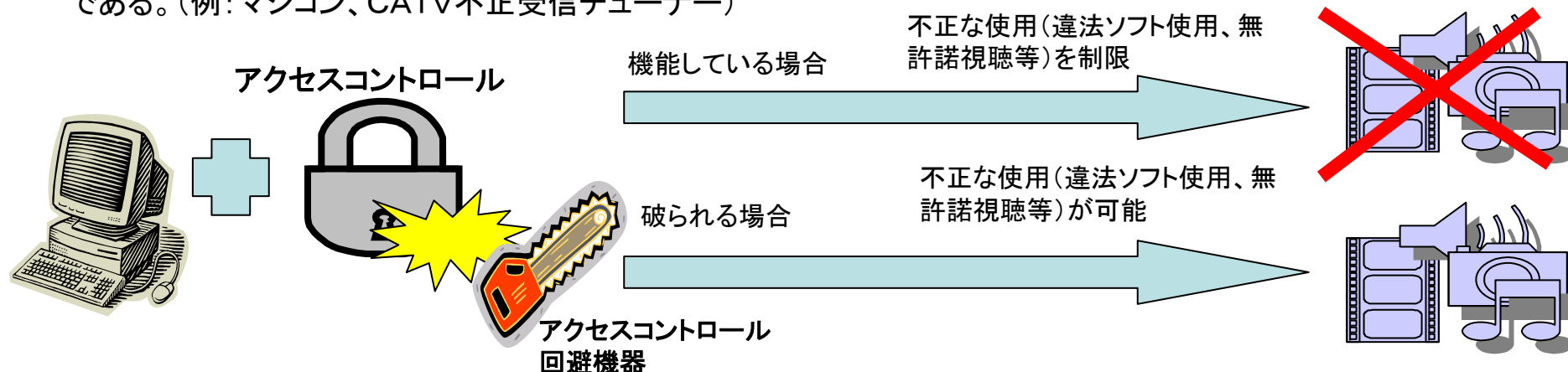
戦略Ⅱ. コンテンツを核とした成長戦略の推進

「アクセスコントロール回避規制の強化」(短期)

→アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大、対象機器の拡大、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。

(担当府省:文部科学省、経済産業省、財務省)

(注)アクセスコントロールとは、コンテンツ(映像やゲーム等)を暗号化することにより、正当に許諾を受けた者以外の視聴等を制限する手段。そのアクセスコントロールの回避を可能化する機器が「アクセスコントロール回避機器」である。(例:マジコン、CATV不正受信チューナー)



現在、経済産業省及び文部科学省(産業構造審議会、文化審議会)において、アクセスコントロール等回避機器をどのようにして国内規制するかについて、それぞれ検討中。財務省としては、これらの検討内容を踏まえ、アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入(関税法上の輸出入禁止品にすること)について検討。

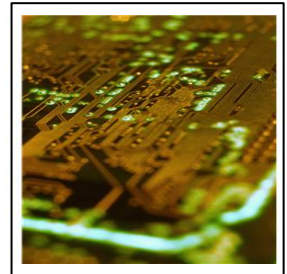
回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入

回路配置利用権とは、登録した回路配置を用いて製造した半導体集積回路を譲渡、輸入等する行為に対しての排他的権利である。

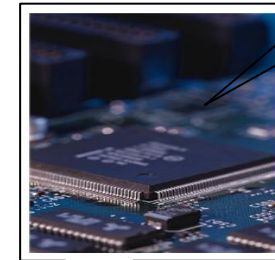
現行関税法上、回路配置利用権侵害物品は輸入禁止品とされているが、輸出禁止品とはされていない。

今般、ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称））において、回路配置利用権侵害物品の流通経路への流入に対する規制が要請されているところ、現在、経済産業省において、半導体集積回路の回路配置に関する法律の改正の要否について検討中。

財務省としては、半導体集積回路の回路配置に関する法律において、回路配置利用権侵害物品の輸出規制が明記された場合には、同物品に係る輸出規制を導入（関税法上の輸出禁止品にすること）について検討。

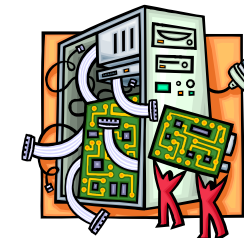


【回路配置】
回路素子及びこれらを接続する導線の配置



【半導体集積回路】

半導体基板上に数万個から数十億個程度のトランジスタ等の回路素子を形成し、これらを配線で結び電子回路としたもの



航空機旅客の予約情報等報告制度の導入

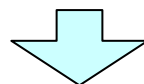
1. 現行制度

事前旅客情報（氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地の7項目）について報告義務化（平成18年度改正、平成19年2月施行）

⇒税関が保有するテロや不正薬物等の各種情報と照合し、要注意人物の選定に活用

2. 背景及び必要性

- ① 密輸手口の悪質・巧妙化
- ② 大規模空港を避け地方空港を狙った密輸入事犯の増加
- ③ 昨年、覚せい剤の摘発件数は過去最高を記録
- ④ 政府の新成長戦略による訪日外国人増加プログラム、オープンスカイの推進等



航空会社の協力を得て、航空会社が保有する旅客の予約、搭乗券等に関する情報（「PNR」 Passenger Name Record）を入手・精査し、要注意人物の選定に活用しているが、PNRの報告を求めることができる旨の明文規定はなく、協力が得にくくなっている

3. 予約情報等報告制度の導入

効果的かつ効率的な密輸取締りのため、税関が現在入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充する。

納税環境整備

- 内国税について、納税環境整備の一環として、
 - ・ 納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から、更正請求等の期間制限の見直しを行う
 - ・ 納税手続の透明性・適正性の向上と、納税者の不服申立ての便宜を図る観点から、すべての不利益処分及び申請に対する処分について理由附記することとする
 - ・ 納税者の便宜の向上を図るとともに、調査の実効性・効率性の向上を図る観点から、税務調査について、調査の範囲や調査の対象物件、調査日時等の一定事項を書面により事前に通知することを法令上明確化する

ことが検討されている。

- 内国税についてこのような見直しが行われるのであれば、関税についても同様の観点から、見直しを行うことが適当と考えられる。